

水林総務 970号
令和2年11月18日

各（総合）振興局
産業振興部水産課長 様
産業振興部林務課長 様
森林室森林整備課長 様
石狩振興局森林室道民の森課長 様

水産林務部総務課長

「交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置について」の一部改正について
(通知)

このことについて、「交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置について」平成19年5月29日付け水林総第532号水産林務部総務課長通知により、北海道公安委員会及び函館・旭川・北見・釧路各方面公安委員会告示（平成18年12月1日）の認定路線（国道45路線及び道道124路線）において平成19年6月1日以後から施行をしておりましたが、道路状況及び道路環境並びに交通事項発生状況の変化に伴い、路線の一部が改正となりましたので通知します。

((管理係) 主査 (積算調査))

交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置について

記

1 対象工事及び委託業務

次のいずれかに該当する工事及び委託業務を対象とする。

(1) 現道に係る交通誘導警備業務を行う市街地の工事

「市街地」とは、人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

(2) 令和3年4月1日以後に、「警備員等の検定等に関する規則(国家公安委員会規則)第2条の表の6の項の上欄(別紙1)」の規定に基づく北海道公安委員会及び函館・旭川・北見・釧路各方面公安委員会告示(令和2年9月29日)の認定路線(国道68路線及び道道90路線(別紙2))で、交通誘導警備業務を行う工事及び委託業務

2 警備員及び人数

交通誘導警備業務を行う場所ごとに、検定合格警備員(1級又は2級)を1人以上配置する。

なお、「交通誘導警備業務を行う場所」とは、検定合格警備員(1級又は2級)が、他の警備員の指揮・監督ができる範囲をいう。

3 資格等の確認方法

施工計画書及び業務計画書に検定合格証明書(写し)(別紙3)の添付を求めることにより確認する。

4 交通誘導警備員の精算上の定義は下表のとおり。

| | 定 義 |
|-----------|---|
| 交通誘導警備員 A | 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員 |
| 交通誘導警備員 B | 警備業者の警備員で交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの |

5 特記仕様書について

工事施工にあたって、交通誘導警備員等、保安要員の配置を指定する場合は、その内容を明示する。

(例)

(1) 交通誘導警備員の配置

当該工事施工にあたっては、次の作業期間中(休憩時間含む)は交通誘導警備員を配置するものとし、交通誘導警備員○名と交換要員を見込んでいる。

ア 道路土工 : ○人/日

イ 土砂の運搬等 : ○人/日

(2) 交通誘導警備員の配置(配置図)

工事の施工にあたっては、別添図面のとおり交通誘導警備員○名を配置し、一般交通等に支障が出ないように十分注意して施工すること。

(管理グループ主査(積算調査))

根拠法令

警備業法 [抜粋]

第2条(定義)

この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

- 2 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務 (1号及び3号以下省略)

第18条(特定の種別の警備業務の実施)

警備業者は、警備業務(第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第23条第1項、第2項及び第4項において同じ)のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別(以下単に「種別」という。)のものをを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

警備員等の検定等に関する規則(国家公安委員会規則) [抜粋]

第1条(特定の種別の警備業務)

警備業法(以下「法」という。)第18条の国家公安委員会規則で定める種別の警備業務は、次に掲げるものとする。

- 4 法第2条第1項第2号に規定する警備業務のうち、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。) (1号、2号、3号、及び5号以下省略)

第2条(特定の種別の警備業務の実施基準)

警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

| | |
|-----|---|
| 種別 | 6 交通誘導警備業務(道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路における危険を防止するため必要と認めるものに限る。) |
| 警備員 | 交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員 |
| 人数 | 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上 |

北海道公安委員会告示第133号

平成18年北海道公安委員会告示150号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月29日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

表を次のように改める。

| 路 線 名 | 区 域 |
|-------------|---------------------|
| 一般国道5号 | 札幌方面に所在する警察署が管轄する地域 |
| 一般国道12号 | |
| 一般国道36号 | |
| 一般国道38号 | |
| 一般国道229号 | |
| 一般国道230号 | |
| 一般国道231号 | |
| 一般国道234号 | |
| 一般国道235号 | |
| 一般国道236号 | |
| 一般国道237号 | |
| 一般国道274号 | |
| 一般国道275号 | |
| 一般国道276号 | |
| 一般国道336号 | |
| 一般国道337号 | |
| 一般国道393号 | |
| 一般国道451号 | |
| 一般国道452号 | |
| 一般国道453号 | |
| 道道 小樽定山溪線 | |
| 道道 札幌夕張線 | |
| 道道 旭川芦別線 | |
| 道道 千歳鷓川線 | |
| 道道 苫小牧停車場線 | |
| 道道 当別浜益港線 | |
| 道道 三笠栗山線 | |
| 道道 夕張岩見沢線 | |
| 道道 恵庭栗山線 | |
| 道道 江別恵庭線 | |
| 道道 岩内洞爺線 | |
| 道道 平取静内線 | |
| 道道 穂別鷓川線 | |
| 道道 岩見沢石狩線 | |
| 道道 西野真駒内清田線 | |
| 道道 白老大滝線 | |
| 道道 札幌環状線 | |
| 道道 室蘭環状線 | |
| 道道 江別インター線 | |
| 道道 岩見沢三笠線 | |
| 道道 宮の沢北1条線 | |
| 道道 前田新川線 | |
| 道道 美唄富良野線 | |
| 道道 樽前錦岡線 | |
| 道道 舞鶴追分線 | |
| 道道 早来千歳線 | |

| | |
|----|-----------|
| 道道 | 真駒内御料札幌線 |
| 道道 | 丘珠空港線 |
| 道道 | 下手稲札幌線 |
| 道道 | 西野白石線 |
| 道道 | 矢白場札幌線 |
| 道道 | 東三川由仁停車場線 |
| 道道 | 占冠穂別線 |
| 道道 | 中幌向栗沢線 |
| 道道 | 苫小牧環状線 |
| 道道 | 小樽環状線 |
| 道道 | 静内停車場線 |
| 道道 | 野幌総合運動公園線 |

北海道函館方面公安委員会告示第36号

平成18年北海道函館方面公安委員会告示35号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月29日

北海道函館方面公安委員会委員長 橋本友幸

表を次のように改める。

| 路 線 名 | 区 域 |
|------------|---------------------|
| 一般国道5号 | 函館方面に所在する警察署が管轄する地域 |
| 一般国道228号 | |
| 一般国道229号 | |
| 一般国道230号 | |
| 一般国道276号 | |
| 一般国道278号 | |
| 一般国道279号 | |
| 道道 函館恵山線 | |
| 道道 大沼公園鹿部線 | |
| 道道 上磯峠下線 | |
| 道道 函館上磯線 | |

北海道旭川方面公安委員会告示第51号

平成18年北海道旭川方面公安委員会告示46号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月29日

北海道旭川方面公安委員会委員長 進 藤 正 明

表を次のように改める。

| 路 線 名 | 区 域 |
|-------------|---------------------|
| 一般国道12号 | 旭川方面に所在する警察署が管轄する地域 |
| 一般国道38号 | |
| 一般国道39号 | |
| 一般国道40号 | |
| 一般国道231号 | |
| 一般国道232号 | |
| 一般国道233号 | |
| 一般国道237号 | |
| 一般国道238号 | |
| 一般国道239号 | |
| 一般国道273号 | |
| 一般国道274号 | |
| 一般国道275号 | |
| 一般国道333号 | |
| 一般国道451号 | |
| 一般国道452号 | |
| 道道 旭川芦別線 | |
| 道道 枝幸音威子府線 | |
| 道道 鷹栖東神楽線 | |
| 道道 深川雨竜線 | |
| 道道 和寒幌加内線 | |
| 道道 旭川深川線 | |
| 道道 士別滝の上線 | |
| 道道 旭川空港線 | |
| 道道 旭川幌加内線 | |
| 道道 旭川感情線 | |
| 道道 和寒鷹栖線 | |
| 道道 下川愛別線 | |
| 道道 杓形仙法志鴛泊線 | |
| 道道 小平幌加内線 | |
| 道道 美唄富良野線 | |
| 道道 深川多度志線 | |
| 道道 金山幾寅停車場線 | |
| 道道 旭士別線 | |
| 道道 占冠穂別線 | |
| 道道 忠別清水線 | |
| 道道 落合停車場線 | |

北海道北見方面公安委員会告示第31号

平成18年北海道北見方面公安委員会告示31号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月29日

北海道北見方面公安委員会委員 井 山 等

表を次のように改める。

| 路 線 名 | 区 域 |
|-------------|---------------------|
| 一般国道39号 | 北見方面に所在する警察署が管轄する区域 |
| 一般国道238号 | |
| 一般国道239号 | |
| 一般国道240号 | |
| 一般国道242号 | |
| 一般国道243号 | |
| 一般国道244号 | |
| 一般国道273号 | |
| 一般国道333号 | |
| 一般国道334号 | |
| 一般国道391号 | |
| 道道 土別滝の上線 | |
| 道道 本別留辺藁線 | |
| 道道 網走川湯線 | |
| 道道 留辺藁浜佐呂間線 | |
| 道道 網走端野線 | |
| 道道 紋別丸瀬布線 | |
| 道道 摩周湖斜里線 | |

北海道釧路方面公安委員会告示第75号

平成18年北海道釧路方面公安委員会告示35号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月29日

北海道釧路方面公安委員会委員長 梁 瀬 之 弘

表を次のように改める。

| 路 線 名 | 区 域 |
|-------------|---------------------|
| 一般国道38号 | 釧路方面に所在する警察署が管轄する地域 |
| 一般国道44号 | |
| 一般国道236号 | |
| 一般国道240号 | |
| 一般国道242号 | |
| 一般国道243号 | |
| 一般国道244号 | |
| 一般国道272号 | |
| 一般国道273号 | |
| 一般国道274号 | |
| 一般国道334号 | |
| 一般国道335号 | |
| 一般国道336号 | |
| 一般国道391号 | |
| 道道 中標津標茶線 | |
| 道道 厚岸標茶線 | |
| 道道 釧路鶴居弟子屈線 | |
| 道道 清水大樹線 | |
| 道道 本別浦幌線 | |
| 道道 豊頃糠内芽室線 | |
| 道道 釧路空港線 | |
| 道道 鹿追糠平線 | |
| 道道 本別留辺蘂線 | |
| 道道 網走川湯線 | |
| 道道 別海厚岸線 | |
| 道道 根室浜中釧路線 | |
| 道道 八千代帯広線 | |
| 道道 花咲港線 | |
| 道道 旅来豊頃停車場線 | |
| 道道 上士幌土幌音更線 | |
| 道道 勇足本別停車場線 | |
| 道道 芽室東4条帯広線 | |
| 道道 忠別清水線 | |
| 道道 川北中標津線 | |

別記様式第6号(第13条関係)

(表)

| | |
|----------------|---------|
| 第 号 | |
| 合格証明書 | |
| 警備業務の種別及び検定の区分 | |
| 写 真 | 住所 |
| | 氏名 |
| (年 月 日生) | |
| 年 月 日 | 公安委員会 印 |

85.6

54.0

押出し
スタンプ

(裏)

| | |
|----|--|
| 備考 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

備考

図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置について

記

1 対象工事及び委託業務

次のいずれかに該当する工事及び委託業務を対象とする。

(1) 現道に係る交通誘導警備業務を行う市街地の工事

「市街地」とは、人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

(2) 令和3年4月1日以後に、「警備員等の検定等に関する規則（国家公安委員会規則）第2条の表の6の項の上欄（別紙1）」の規定に基づく北海道公安委員会及び函館・旭川・北見・釧路各方面公安委員会告示（令和2年9月29日）の認定路線（国道68路線及び道道90路線（別紙2））で、交通誘導警備業務を行う工事及び委託業務

2 警備員及び人数

交通誘導警備業務を行う場所ごとに、検定合格警備員（1級又は2級）を1人以上配置する。

なお、「交通誘導警備業務を行う場所」とは、検定合格警備員（1級又は2級）が、他の警備員の指揮・監督ができる範囲をいう。

3 資格等の確認方法

施工計画書及び業務計画書に検定合格証明書（写し）（別紙3）の添付を求めることにより確認する。

4 交通誘導警備員の精算上の定義は下表のとおり。

| | 定 義 |
|-----------|---|
| 交通誘導警備員 A | 交通誘導業務に係る1級又は2級検定合格警備員 <u>警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員</u> |
| 交通誘導警備員 B | 交通誘導員 A以外のもの <u>警備業者の警備員で交通誘導警備員 A以外の交通の誘導に従事するもの</u> |

5 特記仕様書について

工事施工にあたって、交通誘導警備員等、保安要員の配置を指定する場合は、その内容を明示する。

(例)

(1) 交通誘導警備員の配置

当該工事施工にあたっては、次の作業期間中（休憩時間含む）は交通誘導警備員を配置するものとし、交通誘導警備員〇名と交換要員を見込んでいる。

ア 道路土工 : 〇人/日

イ 土砂の運搬等 : 〇人/日

(2) 交通誘導警備員の配置 (配置図)

工事の施工にあたっては、別添図面のとおり交通誘導警備員〇名を配置し、一般交通等に支障が出ないように十分注意して施工すること。

(管理グループ主査 (積算調査))